

中核市移行庁内検討会議報告書

平成 19 年 3 月

尼 崎 市

目 次

1	中核市制度について	1
(1)	中核市とは	1
(2)	中核市要件について	1
(3)	特例市・保健所政令市からの移行について	1
2	中核市に移行することによる新たな事務等の概要	4
(1)	県からの移譲事務の概要	4
(2)	県からの移譲事務以外の新たな事務等	7
3	事務・権限の移譲がもたらす効果	9
(1)	行政サービスの効率化	9
(2)	きめ細やかな行政サービスの提供	9
4	財政的影響	10
(1)	地方交付税の増加	10
(2)	県負担金・補助金、歳入の影響額	10
(3)	歳出予算への影響額	10
5	中核市移行に向けた課題	11
(1)	組織体制等	11
(2)	職員の対応	11
(3)	市民ニーズを反映した主体的なまちづくり	11
(4)	条例・規則等の整備	12
(5)	市民・事業者への周知	13
6	移行に向けた手続きについて	14
7	まとめ	15
参考資料		
1	中核市移行庁内検討会議構成員	16
2	中核市移行庁内検討会議開催経過	17

1 中核市制度について

(1) 中核市とは

指定都市以外の都市で規模、能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できるだけ住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられたものである。

中核市は指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理する方が効率的な事務などを除いたものを処理することができ、具体的には、福祉、衛生、まちづくり等の事務がある。

中核市は、その事務を処理するに当たって一部の事務については、都道府県知事の承認、許可、認可等を要しない特例が設けられている。具体的には、福祉分野についての監督特例が設けられている。

(2) 中核市要件について

人口 30 万人以上

これまで人口 50 万人未満の場合にあっては、面積 100 平方キロメートル以上を有することとされていたが、平成 18 年 6 月 7 日に地方自治法の一部が改正され、面積の要件が廃止されたことに伴い、同日、尼崎市は中核市の要件を備えることになった。

法改正により新たに中核市要件を備えた都市（13市）

越谷市、川口市、所沢市、松戸市、市川市、町田市、藤沢市、枚方市、
豊中市、吹田市、尼崎市、西宮市、那覇市

(3) 特例市・保健所政令市からの移行について

本市の場合、平成 13 年 4 月に特例市に移行していることから図-1にあるような特例市が処理することとされている都市計画・建設行政に関する事務等については、既に市に移譲されている事務がある。また、本市は、保健所政令市で保健所を備えていることから、保健衛生行政に関する事務も既に移譲されており、民生行政を中心に都市計画・建設行政、環境行政、教育行政等に関する事務が移譲されることとなる。

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理
 - ・市内の県道の管理
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・身体障害者手帳の交付
 - ・母子相談員の設置
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - ・飲食店営業等の許可
 - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - ・浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する業務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

《参考》 中核市移行都市

(平成18年10月1日現在)

都道府県	都市	人口 (千人)	面積 (k㎡)	昼夜間人口比率 (人口50万未満の市)	合計	累計
平成8年4月1日移行					12市	12市
栃木	宇都宮	435	312	110.2		
新潟	新潟	495	206	111.0		
[富山	富山(※3)]	325	209	111.6		
石川	金沢	454	468	109.9		
岐阜	岐阜	407	195	106.6		
[静岡	静岡(※1)]	474	1,146	108.8		
"	浜松	562	257	—		
[大阪	堺(※4)]	803	137	—		
兵庫	姫路	471	276	105.3		
岡山	岡山	616	513	—		
熊本	熊本	650	267	—		
鹿児島	鹿児島	546	290	—		
平成9年4月1日移行					5市	17市
秋田	秋田	312	460	106.6		
福島	郡山	327	757	105.3		
和歌山	和歌山	394	209	103.3		
長崎	長崎	439	241	104.4		
大分	大分	427	361	104.5		
平成10年4月1日移行					4市	21市
愛知	豊田	341	290	104.6		
広島	福山	375	364	104.2		
高知	高知	322	145	106.2		
宮崎	宮崎	300	287	105.4		
平成11年4月1日移行					4市	25市
福島	いわき	361	1,231	100.3		
長野	長野	359	404	107.1		
愛知	豊橋	353	261	100.3		
香川	高松	331	194	113.0		
平成12年4月1日移行					2市	27市
北海道	旭川	361	748	100.9		
愛媛	松山	461	289	104.0		
平成13年4月1日移行					1市	28市
神奈川	横須賀	432	101	—		
平成14年4月1日移行					2市	30市
奈良	奈良	359	212	—		
岡山	倉敷	423	299	—		
平成15年4月1日移行					6市	35市 (※1)
埼玉	川越	331	109	—		
千葉	船橋	550	86	—		
神奈川	相模原	606	90	—		
[静岡	静岡(※2)]	707	1,374	—		
愛知	岡崎	337	227	—		
大阪	高槻	357	105	—		
平成17年4月1日移行					2市	35市 (※1~※3)
富山	富山	421	670	—		
大阪	東大阪	515	62	—		
平成17年10月1日移行					2市	37市 (※1~※3)
北海道	函館	305	678	—		
山口	下関	301	716	—		
平成18年4月1日現在					—	36市 (※1~※4)
平成18年10月1日移行					1市	37市 (※1~※4)
青森	青森	311	825	—		

(注)人口 国勢調査人口(平成7年及び平成12年の各10月1日現在)

面積 国土交通省国土地理院「平成13年全国都道府県市区町村別面積調」等

昼夜間人口比率 国勢調査人口から計算(平成7年10月1日現在)

※1 平成8年4月1日に中核市に移行した静岡市は、平成15年4月1日に清水市と新設合併し、廃されたため、累計から除いている。

※2 平成17年4月1日に政令指定都市に移行した静岡市は、累計から除いている。

※3 平成8年4月1日に中核市に移行した富山市は、平成17年4月1日に6町村と新設合併し、廃されたため、累計から除いている。

※4 平成18年4月1日に政令指定都市に移行した堺市は、累計から除いている。

2 中核市に移行することによる新たな事務等の概要

(1) 県からの移譲事務の概要(平成 18 年 10 月 兵庫県調査をもとに尼崎市が作成)

※網掛け部分は特例市として既に移譲をされている事務

	事務の区分 (中項目)	移譲項目数	現在の処理状況		
			経由	委任	
				全部	一部
民生行政に関する事務	行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事務	2	2	0	0
	児童福祉法に関する事務	38	21	0	0
	児童福祉法施行令に関する事務	7	0	0	0
	民生委員法に関する事務	14	7	0	1
	身体障害者福祉法に関する事務	18	6	0	0
	身体障害者福祉法施行令に関する事務	9	7	0	0
	身体障害者福祉規則に関する事務	1	0	1	0
	生活保護法に関する事務	48	9	0	0
	生活保護法施行令に関する事務	3	0	0	0
	社会福祉法に関する事務	40	0	0	0
	知的障害者福祉法に関する事務	1	1	1	1
	老人福祉法に関する事務	26	1	0	15
	母子及び寡婦福祉法に関する事務	19	5	1	1
	母子及び寡婦福祉法施行令に関する事務	16	6	0	0
	地域における公的介護施設等の計画的な整備等に関する法律に関する事務	1	0	0	0
	構造改革特別区域法(老人福祉法の特例関係)に関する事務	2	0	0	0
	自立支援法に関する事務	27	2	3	0
	自立支援法施行令に関する事務	1	0	0	0
保健衛生行政に関する事務	食品衛生法に関する事務	6	0	2	0
	食品衛生法施行令に関する事務	6	0	3	0
	墓地、埋葬等に関する法律に関する事務	10	0	10	0
	興行場法に関する事務	2	0	0	0
	旅館業法に関する事務	3	0	1	0
	旅館業法施行令に関する事務	4	0	0	0
	公衆浴場法に関する事務	2	0	0	0
	狂犬病予防法に関する事務	-	0	0	0
	狂犬病予防法施行令に関する事務	-	0	0	0
	結核予防法に関する事務	12	5	2	0
	結核予防法施行令に関する事務	5	4	0	0
	母子保健法に関する事務	6	1	0	1

	動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務	24	0	12	0
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務	-	0	0	0
環境行政に関する事務	大気汚染防止法に関する事務	46	0	0	0
	大気汚染防止法施行令に関する事務	7	0	0	0
	騒音規正法に関する事務	-	0	0	0
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事務	-	0	0	0
	水質汚濁防止法に関する事務	-	0	0	0
	水質汚濁防止法施行令に関する事務	-	0	0	0
	悪臭防止法に関する事務	-	0	0	0
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事務	7	0	0	0
	瀬戸内海環境保全特別措置法に関する事務	7	0	0	0
	振動規正法に関する事務	-	0	0	0
	ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務	27	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関する事務	-	0	0	0
	土壌汚染対策法に関する事務	-	0	0	0
都市計画・建設行政に関する事務	屋外広告物法に関する事務	15	0	13	0
	土地区画整理法に関する事務				
	土地区画整理法施行令に関する事務				
	駐車場法に関する事務				
	住宅地区改良法に関する事務				
	宅地造成等規正法に関する事務				
	宅地造成規正法等施行令に関する事務				
	流通業務市街地の整備に関する法律に関する事務				
	都市計画法に関する事務				
	都市計画法施行令に関する事務				
	都市再開発法に関する事務				
	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令に関する事務				
	公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務	5	2	0	0
	公有地の拡大の推進に関する法律施行令に関する事務	4	0	0	0
	都市緑地法に関する事務				
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に関する事務				
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令に関する事務				

	幹線道路の沿道の整備に関する法律に関する事務				
	農住組合法に関する事務				
	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に関する事務				
	多極分散型国土形成促進法に関する事務				
	市民農園整備促進法に関する事務				
	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に関する事務				
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する事務	7	3	0	0
	被災市街地復興特別措置法に関する事務				
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する事務				
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に関する事務				
	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令に関する事務	1	0	0	0
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する事務				
	高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	9	5	0	0
	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に関する事務				
	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令に関する事務				
	特定都市河川浸水被害対策法に関する事務				
に 関 する 事 務	産業・経済行政				
	計量法に関する事務				
	計量法施行令に関する事務				
関 する 事 務	文教行政に				
	文化財保護法に関する事務	10	10	0	0
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関する事務	15	14	0	0
そ の 他 の 事 務	公職選挙法施行令に関する事務	1	0	0	0
	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に関する事務	2	0	0	0
	激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律施行令に関する事務	3	0	0	0
	統計に関する事務	12	12	0	0
	隣保館に関する事務	2	2	0	0
	計	533	125	49	19

(2) 県からの移譲事務以外の新たな事務等

中核市移行に伴い、県からの移譲事務以外に、法令で実施が義務付けられる事務等がある。

① 外部監査

外部監査制度は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的知識を有する者による監査を行うことにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化するとともに監査機能に対する住民の信頼を高めるという観点から設けられた制度である。

外部監査制度では、地方公共団体が外部の専門的知識を有する者と外部監査契約を締結してその者の監査を受けることとなる。外部監査契約を締結できる者は、弁護士、公認会計士、監査に関する事務に精通しているものとして政令で定める者等とされている。

外部監査制度には、包括外部監査と個別外部監査があり、この内、包括外部監査の実施が都道府県、指定都市、中核市に義務付けられている。

包括外部監査では、包括外部監査人は、①財務に関する事務の執行、②自治体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項(※1)及び第15項(※2)の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について外部監査契約の期間内に1回以上監査しなければならないものとされている。

なお、個別外部監査は法により義務付けられるものではないが、条例の定めるところにより、住民、議会又は長が監査委員の監査に代えて求めることができる監査であり、すべての都道府県、指定都市、中核市が自主的に条例を制定している。

※1 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

※2 地方自治法第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

② 救助隊の編成、装備の高度化

消防法の規定に基づく、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令により、中核市に移行した場合、特別救助隊のうち1以上は、高度救助隊とすることが求められる。

高度救助隊は、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上で編成し、画像探査機等の高度救助用器具の配備が必要となる。

本市においては、高度救助用器具について一定の配備が進んでいるが、「地震警報機」は未配備であり、また、高度救助隊員については、専門的かつ高度な教育を受けた隊員を養成する必要がある。

③ 景観行政団体の指定

これまでの本市の景観行政は、地方自治法上の自主条例である尼崎市都市美形成条例（昭和 60 年）に基づき実施してきたが、中核市移行により景観行政団体になることから、景観法に基づく景観行政も可能となる。

3 事務・権限の移譲がもたらす効果

本来、住民に一番近い基礎的自治体である市は、地方分権化の流れの中で、自立性と自治能力を高めながら、市民サービスの充実や行政サービスの効率化、まちの特色を活かしたまちづくりを進めていくことが求められている。

中核市制度は、ある一定規模以上の都市の事務権限を強化して、市民のより身近なところで、効率的に、きめ細やかな行政サービスの提供が可能になるとともに、一定の許認可権限を移譲することによって独自のまちづくりを展開しやすくなるように創設された制度である。

したがって、この制度を活用し、財源の手当てを受けながら、移譲された権限と事務を行使し、政策の幅を広げ、市民、事業者との協働のもと自立したまちづくりが求められている。

(1) 行政サービスの効率化

これまで、市が窓口となり申請を受け付けて、県が審査・決定するという2段階で処理している事務を市だけで行うことで、事務の処理時間が短縮され、迅速で効率的な行政サービスが提供できるようになる。

- ・ 身体障害者手帳の交付について、申請の受付、審査、決定を市だけで行うことから、事務処理時間を短縮できる。
- ・ 民間の児童福祉施設の設定認可について、これまで、実施主体が申請するにあたっては、市においても認可の必要性などについて副申を作成し、施設及び市からの申請に基づき県において審査、認定などがなされていたが、審査を一本化することで行政サービスの効率化及び事務処理時間の軽減が図られる。
- ・ 社会福祉法人の事業概要の届出について、より身近な自治体で届出ができるようになる。
- ・ 民間の行う老人居宅生活支援事業に関する届出等県への送付の手間がなくなる。
- ・ 大気汚染防止法等に関する各種届出等の事務については、県・市との二重行政が解消でき、事業者にとっても簡素化・効率化につながる。

(2) きめ細やかな行政サービスの提供

福祉など、市民の日常生活に係わりの深い分野の事務を市が行うことにより、市民ニーズに即したきめ細やかなサービスの提供ができるようになる。

- ・ 民生委員の定数の決定については、より地域の実態に応じた定数配置を行うことができるようになる。
- ・ 身体障害者相談や知的障害者相談などの委託について、より地域のニーズや

実情に応じた相談員の委嘱が可能となる。

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等について、地域の実情に配慮した指定を行うことができる。
- ・ 屋外広告物条例の改正が市独自でできるようになり、尼崎市独自の規制と緩和が可能となる。

4 財政的影響

(1) 地方交付税の増加

基本的に事務の増加、経費の増加に対しては、地方交付税で対応されるものとされている。今回の調査結果としては、平成18年度算定ベースと比較したところ、約25億円の増加が見込まれるものと試算される。

(2) 県負担金・補助金等、歳入の影響額

中核市に移行することにより、現在、国、県、市で負担している補助金等のうち、県の負担がなくなるものがあり、平成18年度決算見込ベースで、約15億円の影響があると試算される。

(3) 歳出予算への影響額

現在、法令により県が直接、市民や事業者に給付している事業及び法令により定められている事業以外の県単独事業についても中核市の移行に伴い、市に移譲されるものがある。これらのうち、県単独事業については、今後、県との協議が必要であるが、県の調査に基づき平成18年度決算見込みベースで試算すると、法令による事務、県単独事業を含めて約7億円の経費が見込まれる。

また、移譲事務以外の外部監査の実施や消防の高度救助隊の編成に係る隊員養成や高度救助用器具の配備等の経費等が見込まれる。

その他、これらの新たな事務の実施に伴う、定数増加に必要な人件費等の増加が見込まれる。

5 中核市移行に向けた課題

(1) 組織体制等

新たな事務の増加に対応した職員配置と組織体制が必要である。

本市は、特例市であるとともに保健所政令市であることから、一般市からの移行に比べ少ない人員増で対応が可能と考えられるが、保健所政令市から移行した姫路市で7人、東大阪市で11人の増員がなされており、社会福祉法人の指導・監査を行う担当課も新設している。

本市の場合、経営再建プログラムに沿って定数削減を行っており、現在策定中の行財政構造改革推進プランにおいても、引き続き定数削減を進める方向で検討が進められており、職員の定数削減が進行している最中での移行となることから、組織体制については、事務の効率化、委託化等についても十分に検討していく必要がある。

また、中核市移行に向け、移譲事務に関する県との協議、総務省とのヒアリング、組織・定数や予算の対応、必要な条例・規則等の整備など相当な準備が必要であり、中核市移行に向けた全庁的な組織体制をつくる必要がある。

(2) 職員の対応

各種許認可や民間事業者への指導、勧告、命令等、権限の移譲に伴い、市としての責任が問われる事務が増大する。

さらに、市にノウハウのない事務については円滑に移譲を行うため、高槻市や東大阪市では、大阪府の作成する移譲事務の概要に基づき、研修、派遣等を行なっている。例えば、社会福祉法人監査に係る事務や高優賃（高齢者の居住の安定確保に関する法律）に関する事務については移行の前年に大阪府に市職員を派遣したり、社会福祉法人監査に係る事務については移行後、新設課に大阪府からの職員派遣を受けて対応している。

経由事務については、職員はある程度事務内容等は把握しているものの、これまで判断を県に委ねていたが、中核市になると自ら判断し、意思決定を行っていかなければならない。また、経由事務以外は、新たにノウハウや専門的知識が求められる事務もある。

こうしたことから、職員個々の能力の向上がより一層求められ、新たな研修や一定期間の県との人事交流等について検討していく必要がある。

(3) 市民ニーズを反映した主体的なまちづくり

中核市への移行により、新たな権限が市に移譲されることになる。これまで、県下で一律に行うなど市の独自性が発揮できなかったもの、決定権等が県にあり、地域に根ざした市の声の中々反映されなかったものなどについて、今後は、市の責任で取り組める分野が広がることになる。

地方分権の一層の推進が求められる中、中核市への移行を契機に市民ニーズを

より反映した主体的なまちづくりを進めていく必要がある。

(4) 条例・規則等の整備

中核市への移行に伴い、条例や規則の制定が必要となるもの、制定が可能となるものがある。その場合、(3)に述べたようなまちづくりの視点も入れ、本市の地域特性に沿った内容を検討していくことが求められる。

≪制定・改廃が必要、可能な条例・規則等（平成19年3月庁内調査より）≫

分野	事務の区分	整備が必要な条例・規則等
民 生	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関する事務	・行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則等の制定
	児童福祉法に関する事務	・児童福祉規則の改正 ・児童福祉法による費用の徴収等に関する規則の制定 ・結核療養給付事務実施要領の制定 ・小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定
	民生委員法に関する事務	・民生委員・児童委員の定数の告示 ・民生委員協議会を組織する区域の告示 ・民生・児童協力委員条例等の整備
	身体障害者福祉法に関する事務	・身体障害者福祉規則の制定 ・社会福祉審議会規則の改正 ・身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する要領の制定 ・身体障害者相談員設置要綱の制定
	社会福祉法に関する事務	・社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の制定 ・社会福祉審議会運営要綱の制定
	老人福祉法に関する事務	・老人福祉規則
	母子及び寡婦福祉法に関する事務	・尼崎市特別会計条例の改正 ・母子及び寡婦福祉法に規定する資金の貸付に関する規則の制定
	自立支援法に関する事務	・障害者自立支援規則の制定 ・指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領の制定 ・自立支援医療（育成医療）支給認定事務実施要領の制定
保 健 衛 生	食品衛生法に関する事務	・講ずべき措置の基準の制定（食品衛生法第50条第2項） ・業種別公衆衛生基準の必要な制限の附加（食品衛生法第51条）
	旅館業法に関する事務	・旅館業の構造設備の基準に関する条例
	結核予防法に関する事務	・尼崎市保健所長委任規則
	母子保健法に関する事務	・母子保健法施行細則の制定 ・特定不妊治療費助成事業実施要綱の制定
建 設 都 市 計 画 ・	屋外広告物法に関する事務	・屋外広告物条例の制定 ・屋外広告物条例施行規則の制定 ・屋外広告物条例に基づく地域又は場所の指定告示
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する事務	・特定優良賃貸住宅制度要綱の制定

	高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	・ 高齢者向け優良住宅制度要綱の制定
	景観法に関する事務	・ 尼崎市都市美形成条例の改廃 ・ 尼崎市都市美審議会規則の改廃
その他	外部監査に関する事務	・ 外部監査条例の制定

(5) 市民・事業者への周知

これまで県が直接窓口となっていた事務については、市に窓口が変わる。また、経由事務についても、市の事務になったことを市民や事業者にお知らせする必要がある。また、事務が移管されることによって、事務処理の仕方や判断基準等が変わるものについて周知していく必要がある。

6 移行に向けた手続きについて

他都市の事例、総務省ヒアリングなどのスケジュールを参考にすると、中核市への移行については、移行に向けた庁内態勢の整備を行った上で、移譲事務についての県との協議、市議会及び県議会の議決、国の政令改正、条例・規則等の制定などの手続きが必要であり、本格的に中核市への移行事務を開始してから、2ヵ年度の取組期間が必要となる。

移行手続き初年度

5月～12月	移譲事務（法定・県単独）についての県との協議 市民説明会等の実施
1～2月ごろ	総務省ヒアリング
2月	中核市移行申出の市議会議決

次年度

6月	中核市移行同意の県議会議決
8月	国への中核市指定申出
10月	中核市の指定に関する政令の改正
12月	中核市関連条例制定
1～2月	中核市関連規則・要綱整備
3月	県との事務引継書・協定書の締結 (翌4月1日から中核市へ移行)

《参 考》

これまでの主な経過

平成7年4月1日	中核市制度の施行
平成12年4月1日	特例市制度の施行
平成13年4月1日	本市が特例市へ移行
平成17年12月9日	第28次地方制度調査会答申において、中核市指定の面積要件の廃止が明記される。
平成18年1月下旬～5月	中核市庁内各局室調査（平成17年度予算ベース）
平成18年6月7日	地方自治法改正により中核市面積要件が廃止される。
平成18年6月	兵庫県市町振興課への検討調査に係る協力依頼
平成18年9月～10月	中核市庁内各局室調査（平成18年度予算ベース）
平成18年10月	兵庫県市町振興課の庁内調査の中間報告を受ける
平成18年12月15日	中核市移行庁内検討会議設置

7 まとめ・・・中核市の移行に向けて

地方分権の流れの中、本市は、保健所政令市としての保健行政の実績だけでなく、福祉や都市整備等あらゆる分野において、先進的な取組を行ってきた都市であり、十分中核市として自立して市政を担える実力を備えてきたものとする。

しかし、平成7年にできた中核市制度には人口、面積等の要件に合わず、中核市に次ぐものとして後に制度化された特例市となって、都市計画分野等の事務の移譲を受けてより自立した市政運営を行ってきたところである。

今般、地方自治制度の改正により、本市も中核市としての要件を備えたことから、平成18年12月15日に中核市移行庁内検討会議を設置し、これまでの都市政策課による先行移行都市の視察結果も踏まえるとともに県の協力も得て、中核市の移行に伴う効果、財政的影響、移行に向けた組織や職員等の対応などの課題整理を行った。

中核市移行庁内検討会議においては、現下の厳しい財政状況と定数削減を進めている状況下において、新たな事務に取り組むことについての不安感を訴える声もあったが、中核市への移行は、広域で行うことのメリットがなくなるものも一部あるものの県が実施している事務を市が担うことにより、行政サービスの効率化、きめ細やかな行政サービスの提供など、福祉、保健、環境の分野を中心に市民サービスの向上が見込まれる。また、移行に伴う財政的影響については、県からの負担金、補助金の減額及び移譲事務を実施するための人件費、物件費が増加するが増額される地方交付税で概ね賄えるものと考えられる。

以上のことから、基本的に本市も中核市に移行し、より地域に密着した基礎的自治体として市民サービスを向上させ、独自のまちづくりを主体的に担っていくべきであると考えられる。

今後、移行に向けた事務を進めるにあたっては、職員が十分に中核市制度についての理解を深め、むしろ、中核市への移行を契機に、より主体的に事務の見直しを行うとともに様々な都市課題への対応や新たなまちづくりに取り組んでいく、そのような前向きな取組にしていくことが大切であるとする。

以上

参考資料

1 中核市移行庁内検討会議構成員

局	所 属	氏 名
企画財政局	総務部総務課長	福井 進
	行政経営推進室次長	福山 久美
総務局	総務部総務課長	辻 信好
	職員部行政管理課長	中嶋 成介
美化環境局	総務課長	塚本 英徳
	環境対策部公害対策課長	上村 宏
健康福祉局	総務部総務課長	辻本 正樹
	福祉部福祉課長	今村 博史
	福祉部高年福祉担当課長	井上 薫
	福祉部参与(障害福祉課長事取)	橋野 繁
	福祉部保護課長	富奥 眞二
	児童福祉部こども課長	西出 美子
	保健部保健企画課長	新家 謙和
	保健部健康増進課長	船越タツヨ
	保健部生活衛生課長	生見 哲男
市民局	総務課長	白畑 優
都市整備局	総務部総務課長	安福 章
	総務部用地課長	岩崎 弘一
	計画部都市計画課長	森山 敏夫
	計画部開発指導課長	長谷川秀雄
	住宅部住宅政策課長	平井 悟
教育委員会 事務局	企画財務担当課長	谷之上有広
	学校教育部教育総合センター所長	神田 光
	社会教育部長(歴博・文化財担当課長事取)	藪田 榮男
監査事務局	監査事務局次長	大戸 敏之
企画財政局	企画財政局参与(都市政策部長事取)	福森 務
	都市政策部都市政策課長	佐々木伸司

2 中核市移行庁内検討会議開催経過

	開催日時	議 題
第1回	平成18年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○中核市移行庁内検討会議の設置について ○庁内調査結果、兵庫県提供資料について ○中核市に移行することによる市民サービスの向上について ○移譲事務等の概要<説明用>の点検について
第2回	平成19年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○移譲事務等の概要<個表>(メリット整理表)の調査結果について ○中核市移行庁内検討会議報告書(素案)について ○東大阪市視察報告について
第3回	平成19年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○中核市移行庁内検討会議報告書(案)について ○移譲事務等の概要<個表>(メリット整理表)について ○兵庫県市町振興課による財政的影響調査(中間報告)について
第4回	平成19年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○中核市移行庁内検討会議報告書(案)について ○中核市移行に向けた推進態勢(案)について